

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

証拠申出書補充書

(阪上、横山両証人関係)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年9月29日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士	山田	秀樹	
同	笹田	参三	
同	小林	明人	代
同	井上	卓也	代
同	山本		妙代
同	岡本	浩明	代
同	見田村	勇磨	代
同	横山	文夫	代
同	樽井	直樹	代
同	中谷	雄二	代
同	仲松	正人	代
同	太田	義基	
同	小川		香

第1 はじめに

控訴人（一審原告）は、2023年6月30日付け証拠申出書に関し、被控訴人（一審被告岐阜県）の2023年9月14日付け意見書を踏まえて、以下の2証人について、尋問時間、立証趣旨、尋問事項を補充訂正する。この立証趣旨、尋問事項については、御庁において、民訴法191条1項の当該監督官庁の承認を得ることなく、あるいは当該監督官庁が承認しない事項について、各証人を採用し、証人尋問が実施されるべきである。

第2 大垣警察署関係

1 証人 阪上 壽秋

(1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町422-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（情報交換開始当時）

阪上 壽秋（呼出・主尋問60分）

(2) 立証趣旨

証人が大垣署警備課長であった当時、大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部において一審原告らの個人情報を収集し、保有・管理していたこと、証人は、大垣署警備課長としてシーテック社と一審原告らに関する情報交換を行うことを決定し、実行したこと、情報交換でシーテック社から入手した一審原告らの個人情報を大垣署警備課で保有・管理し、あるいは岐阜県警本部警備部に報告をしたこと、一審原告らが大垣署警備課の情報収集・保有の対象となっていたこと。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項書のとおり。

(4) 尋問の必要性

ア 本件において、原告ら4名に関する情報収集・保有・提供の違法性が問題

となっているところ、そのためには大垣署警備課及び岐阜県警本部警備部が一審原告らを警備対象としてその個人情報を収集し、保有・管理していたことを明らかにする必要がある。また、大垣署警備課がシーテック社に一審原告らの個人情報を提供するにあたっては、岐阜県警本部警備部の指示あるいは関与があったものであり、その内部手続などを明らかにする必要がある。さらに、シーテック社との情報交換によって大垣署警備課が一審原告らの個人情報を入手しており、入手した情報の管理方法についても明らかにする必要がある。

上記事実関係については、警備課からの情報提供の経過、内容が本件訴訟の違法性の判断の核心的位置を占めるにもかかわらず、一審被告岐阜県は警察庁の幹部が国会で認めている事実も含めて一切認否をしない。シーテック社の議事録がある情報交換の場面以外については真相は究明できないので、情報交換に当たった当該警察官本人の証人尋問によって明らかにするほかない。この点で、取調の必要性に欠けると主張する一審被告岐阜県の上記意見書は全く理由がない。

イ 別紙尋問事項書に記載した尋問事項については、一審被告岐阜県が、原審において監督官庁である岐阜県警本部長が承認した尋問事項の外、一審原告が控訴第9準備書面で詳論した以下の(A)、(B)、(C)の事項については、裁判所が、「監督官庁の承認」を求めるまでもなく、又は「監督官庁の承認」の有無に拘束されず、裁判所が、独自かつ固有の権限で採用して、尋問すべきである。

(A) 新聞やマスコミで公表され、多くの市民らの知るところとなり、もはや秘密性を喪失している事項。シーテック社との間に情報交換がもたれ、大垣署警備課から一審原告ら4名に関する個人情報の提供が行われたこと及び違法性を認定する上で必要なこれに密接に関連する事項。

(B) 公務上の秘密の内容が、一審原告ら4名に関する情報であり、これら

の公務上の秘密が開示されたとしても、国民の公務に対する信頼が損なわれるとは考えられないものであり、かつ原告ら4名自らも情報の開示を希望していること。

(C) 公務員の公務上の秘密の収集、保管、開示の違法性が問題となっている事件であり、ある程度公務上の秘密が開示されることがあったとしてもこれらの真相を解明した上で、日本国憲法の基本的人権の保障の要請が強く求められると裁判所が判断すべき事項。

2 証人 横山 裕之

(1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（朝日新聞報道当時）

横山 裕之（呼出・主尋問40分）

(2) 立証趣旨

証人が、大垣署警備課長（阪上証人の後任）であった当時、大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部において、一審原告らの個人情報を収集し、保有・管理していたこと、シーテック社と一審原告らに関する情報交換を継続したこと、情報交換でシーテック社から入手した一審原告らの個人情報を大垣署警備課で保有・管理し、あるいは岐阜県警本部警備部に報告をしたこと、一審原告らが大垣署警備課の情報収集・保有の対象となっていたこと。

(3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり。

(4) 尋問の必要性

ア 横山証人は、阪上証人がその職にあった大垣署警備課長の後任であるが、朝日新聞の報道をきっかけにシーテック社との情報交換を終了したか、何らかの変更を知りつつ継続したかが不明であるので、この点について明らかに

する必要がある。

第3回情報交換で一審原告船田の個人情報、第4回情報交換で一審原告近藤の個人情報が、大垣署からシーテック社に提供されているところ、これらの個人情報は船田や近藤に近い者しか知りえない情報を含んでいるため、それに密接に関連するそれらの収集元や内部手続、第三者提供時の判断基準等について明らかにする必要がある。

上記の事実については、情報提要の経過、内容が、本件訴訟の違法性判断の核心的位置を占めるにもかかわらず、一審被告岐阜県は、警察庁の幹部が国会でその事実を認めているにもかかわらず、一切認否しない。シーテック社の議事録がある情報交換の場面以外については、横山証人に対する尋問をもって明らかにするよりほかない。

イ 別紙尋問事項書に記載した尋問事項については、一審被告岐阜県が、原審において監督官庁である岐阜県警本部長が承認した尋問事項の外、一審原告が控訴第9準備書面で詳論した以下の(A)、(B)、(C)の事項については、裁判所が、「監督官庁の承認」を求めるまでもなく、又は「監督官庁の承認」の有無に拘束されず、裁判所が、独自かつ固有の権限で採用して、尋問すべきである。

(A) 新聞やマスコミで公表され、多くの市民らの知るところとなり、もはや秘密性を喪失している事項。シーテック社との間に情報交換がもたれ、大垣署警備課から一審原告ら4名に関する個人情報の提供が行われたこと及び違法性を認定する上で必要なこれに密接に関連する事項。

(B) 公務上の秘密の内容が、一審原告ら4名に関する情報であり、これらの公務上の秘密が開示されたとしても、国民の公務に対する信頼が損なわれるとは考えられないものである。かつ原告ら4名自らも情報の開示を希望していること。

(C) 公務員の公務上の秘密の収集、保管、開示の違法性が問題となっている事件であり、ある程度公務上の秘密が開示されることがあったとしてもこれらの真相を解明した上で、日本国憲法の基本的人権の保障の要請が強く求められると裁判所が判断すべき事項。

(別紙)

尋 問 事 項

第1 阪上壽秋証人につき

1 証人自身について

① 証人の経歴など

2 シーテック社への情報提供 ((A)、(B)、(C))

(1) シーテック社との情報交換開始

① 本件情報交換開始時点において、大垣署警備課あるいは岐阜県警警備部において一審原告らの個人情報を収集・保有していたか (C)

② 一審原告らの個人情報が収集・保有の対象となっていたか (A)、(B)、(C)

③ 一審原告らの個人情報を収集・保有する目的ないし理由は何か (A)、(B)、(C)

④ 一審原告らの個人情報を収集した方法を述べよ (B)、(C)

⑤ 一審原告らの個人情報をどのような方法で保有・管理していたか (B)、(C)

⑥ 一審原告らの個人情報をシーテック社に提供することとなった理由 (B)、(C)

⑦ 警備課においてシーテック社と情報交換をする目的ないし理由は何か (C)

(2) 第1回情報交換 (2013年8月7日) について

⑧ 大垣署警備課がシーテック社と情報交換を行うことになったいきさつを述べよ (B)、(C)

⑨ 情報交換を行うことに岐阜県警警備部の指示あるいは了解があったか (B)、(C)

- ⑩ 三輪、松島、近藤の個人情報を保有・管理していたのは大垣署警備課か岐阜県警警備部か、双方か (B)、(C)
- ⑪ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報をどこから、どのような方法で入手したのか (B)、(C)
- ⑫ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報を提供することを決めたのはどの機関で誰か (B)、(C)
- ⑬ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報のうち提供する個人情報は、誰が、どのように決めたのか (B)、(C)
- ⑭ 情報交換に際して、三輪、松島、近藤の個人情報を提供した理由は何か (B)、(C)
- ⑮ 「風力発電について学ぶ勉強会」の情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑯ 同勉強会の主催者についての情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑰ 三輪及び松島が、「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」との情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑱ 三輪及び松島が、「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」との情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑲ 近藤についての情報をシーテック社に提供することとした理由は何か (B)、(C)
- ⑳ 近藤が、「自然破壊につながることは敏感に反対する」人物であるとの情報を提供した理由は何か、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (B)、(C)
- ㉑ 近藤は「60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、

喋りも上手である」との情報を提供したか、どのような根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (B)、(C)

(3) 第2回情報交換 (2014年3月4日) について

- ② 松島が「平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった」との情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ③ 松島と三輪が「交代で役員を行っているようである」との情報を提供したか、その理由は何か (A)、(B)、(C)
- ④ 三輪及び松島が、「風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある」との情報を提供したか、その理由は何か、上記情報はどのような方法理由で収集したか (A)、(B)、(C)

3 シーテック社からの情報収集 ((A)、(B)、(C))

(1) 第1回情報交換について

- ① 三輪及び松島が上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ② メナードゴルフ場建設時に反対派として活動したとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ③ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)

(2) 第2回情報交換について

- ④ 三輪が「平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出された」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ⑤ 「1月26日に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後6時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催された」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ⑥ 松島の妻は「上石津町の広報的な役目を担っており厄介だ」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)

(3) 第1回情報交換及び第2回情報交換に共通

- ⑦ シーテック社から収集した三輪及び松島の情報は大垣署警備課において保有・管理されているか、どのような方法で保有・管理されているか(B)、(C)
- ⑧ 上記の情報は岐阜県警警備部に報告されているか (B)、(C)

4 その他本件に関連する事項

第2 横山裕之証人につき

1 証人自身について

- ① 証人の職歴など

2 シーテック社への情報提供とこれに密接に関連した事項((A)、(B)、(C))

(1) 第3回情報交換(2014年5月26日)について

- ① 船田の個人情報を保有・管理していたのは大垣署警備課か岐阜県警警備部か (A)、(B)、(C)
- ② 情報交換に際して、船田の個人情報をどこから、どのような方法で入手したのか (A)、(B)、(C)
- ③ 情報交換に際して、船田の個人情報を提供することを決めたのは誰か (A)、(B)、(C)
- ④ 情報交換に際して、船田の個人情報について、提供する個人情報はどのように決めたのか (A)、(B)、(C)
- ⑤ 情報交換に際して、船田の個人情報を提供した理由は何か (A)、(B)、(C)
- ⑥ 「今回の行動は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある。共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。」との情報を提供したか、どの理由は何か、どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)

- ⑦ 「三輪は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」との情報を提供した理由は何か。どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたのか (A)、(B)、(C)
- ⑧ 「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」との情報を提供した理由は何か。どのような事実・根拠・資料をもって上記の評価をしたか (A)、(B)、(C)
- ⑨ 第3回情報交換後に、シーテック社が一審原告近藤と思しき画像をプリントアウトしているが、同時点で、大垣署は一審原告近藤の画像を保有していたか (A)、(B)、(C)
- ⑩ ⑨の画像をシーテック社に見せたか。⑨の画像をどこからどのように入手したか (A)、(B)、(C)
- ⑪ 第3回情報交換でシーテック社から得た情報をどこにどのように報告したか (A)、(B)、(C)
- (2) 第4回情報交換 (2014年6月30日) について
- ⑫ シーテック社との情報交換について、前田巡査長と打ち合わせをしたか。どのような打ち合わせをしたか (A)、(B)、(C)
- ⑬ 情報交換について前田巡査長から報告を受けたか。どのような報告を受けたか (A)、(B)、(C)
- (3) 朝日新聞報道後 (2014年7月24日) について
- ⑭ 新聞報道後、シーテック社との情報交換について、どことどのような検討・報告・協議をしたか (B)、(C)
- ⑮ 以後、シーテック社に対して原告らの個人情報を提供することはあったか
- 3 シーテック社からの情報収集について ((A)、(B)、(C))
- (1) 第3回情報交換について

- ① 5月11日付けで、㈱シーテック本店及び中部電力㈱本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ② 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ③ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ④ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ⑤ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ⑥ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報を収集したか (A)、(B)、(C)
- ⑦ 「要望書」の①から⑥の情報を岐阜県警警備部に報告したか (A)、(B)、(C)

4 その他本件に関連する事項

以上